

## 秘密保持契約書

株式会社エス・エム・エス・データテックと双日ライフワン株式会社とは、両者がりんくうアウトレットモールの検針業務において業務改善を検討する（以下「本検討」という）にあたり互いに相手方に開示する情報の取扱いにつき、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。なお、本契約において情報を開示する当事者を開示者、情報の開示を受ける当事者を受領者という。

### 第1条（秘密情報の定義）

本契約において秘密情報とは、受領者が本検討を行うために開示者が受領者に対して開示する情報であって、開示の方法が口頭、文書、映像、ディスク、電子メール、その他媒体の種類を問わず、開示の際に秘密である旨が明示される一切の情報（以下「秘密情報」という）をいう。

ただし、秘密情報には、次の各号のいずれかに該当するものは含まれない。

- ① 開示者が秘密情報を開示した時点で既に公知であったもの
- ② 開示者が秘密情報を開示した後に受領者の責によらないで公知となったもの
- ③ 開示者が秘密情報を開示した時点で既に受領者が所有していたもの
- ④ 開示者に対して秘密保持義務を負っていない情報源から受領者が秘密保持義務を負わずに入手したもの
- ⑤ 開示者から開示を受けた情報によらずに受領者が独自に創造または開発したもの

### 第2条（秘密情報の使用目的）

受領者は本検討を行う目的でのみ秘密情報を使用、複写、複製等するものとする。

### 第3条（秘密保持義務）

1. 受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、事由の如何を問わず、受領者の関係会社を含むいかなる第三者にも、秘密情報を開示、漏洩または譲渡してはならない。
2. 前項にもかかわらず、受領者は、本検討を行うために受領者が必要と認めた範囲で、受領者の関係会社、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、およびその他アドバイザー等に対して、開示者の承諾なく秘密情報を開示することができる。ただし、この場合でも、受領者は、秘密情報を開示する相手方に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。
3. 受領者は、法令または権限のある行政機関もしくは司法機関からの指示または命令に基づき秘密情報を開示する（以下「法定開示」という）場合には、開示者の承諾なく、秘密情報を当該行政機関または司法機関に開示することができる。ただし、この場合でも、受領者は、法定開示を行う前に、開示者に対して、書面で、法定開示を行うべき旨、開示先の名称、開示する秘密情報を通知するものとする。
4. 受領者は、秘密情報が漏洩、紛失、盗難にあいまたはそのおそれがあるときは、直ちにその旨を開示者に連絡し、その指示に従わなければならない。

### 第3条の2（個人情報の保護）

1. 本契約における個人情報とは、本契約に関して、開示者が受領者に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。

2. 受領者は、本契約に関して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本契約の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
3. 受領者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、受領者は、個人情報を、本契約の遂行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
4. 受領者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、受領者は、開示者に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、受領者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに開示者に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

#### 第4条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、内乱、暴動、その他の不可抗力、その他受領者の責に帰さない事由による本契約の債務不履行については、受領者は責任を負わない。

#### 第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、2025年5月12日から2026年5月11日までとする。

#### 第6条（別途協議）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、開示者および受領者の協議により決定する。

#### 第7条（合意管轄）

本契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、開示者および受領者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年5月12日

東京都中央区湊3-5-10

VORT新富町3階

株式会社エス・エム・エス・データテック  
代表取締役社長 松原 哲朗

東京都港区台場2丁目3番1号

双日ライフワン株式会社  
ビル事業本部長 石若 卓